

## いきいき茨城ゆめ国体笠間市輸送・交通業務実施要項

### 1 目的

この要項は、第 74 回国民体育大会笠間市輸送・交通基本計画に基づき、いきいき茨城ゆめ国体（以下「大会」という。）における輸送・交通業務に関し、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

いきいき茨城ゆめ国体笠間市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、所轄警察署及び関係機関・団体等の協力を得て、安全かつ円滑な輸送・交通業務を実施する。

### 3 輸送・交通業務の一般的事項

輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、料金は自己負担とする。ただし、必要と認められる場合は、指定集合地を設けたうえで計画輸送を行う。計画輸送は、原則として近距離（概ね 2Km 未満をいう。）は行わない。また、宿舎までの計画輸送は、必要に応じて実施する。

### 4 輸送業務の内容

#### (1) 輸送計画の策定

実行委員会は、関係機関・団体等の協力を得て輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

#### (2) 指定集合地の設定

実行委員会は、輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関、団体等と協議のうえ指定集合地を設定する。

#### (3) 輸送経路の設定

実行委員会は、参加人員、時間帯等を考慮し関係機関、団体等と協議のうえ輸送経路を設定する。

#### (4) 輸送案内

実行委員会は、必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、宿舎及び競技会場等への誘導案内を行う。

#### (5) 広域配宿における輸送

実行委員会は、広域配宿によって笠間市以外に所在する宿泊施設を宿舎として利用する選手・監督及び役員等（以下「大会参加者」という。）の輸送について、必要に応じて実施する。

#### (6) 同一競技が 2 市町以上で行われる場合の輸送

同一競技が 2 市町以上の会場地で行われる場合の輸送は、関係会場地実行委員会と協議のうえ必要に応じて実施する。

(7) 一般観覧者の輸送

実行委員会は、一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため関係機関・団体等の協力を得て必要に応じて実施する。

(8) バス・タクシー乗降所の設置及び係員の配置

競技会場、練習会場、集合地内のバス・タクシーの発着場所等については、輸送対象者の利便と安全を図るため、乗降所を設置し、必要に応じて係員を配置する。

5 交通業務の内容

(1) 交通規則

実行委員会は、各競技会の安全かつ円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講ずるとともに、大会参加者及び一般観覧者を安全・迅速・正確に目的地へ誘導するため、関係機関・団体等の協力を得て、必要に応じて主要道路、競技会場及びその周辺並びに駐車場等に案内誘導看板等を設置する。

(2) 交通整理

実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者の安全及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施するとともに、大会期間中の環境への負荷の軽減及び交通混雑の緩和のため、大会参加者及び一般観覧者に対して公共交通機関の利用の推進及び自家用車での来場自粛を働きかける。

また、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車等の防止等の啓発に努めるとともに、必要に応じて競技会場周辺等の巡回を行う。

(3) 指定駐車場の確保

実行委員会は、道路交通事情及び大会参加者、一般観覧者の車両台数を勘案し、関係機関・団体等の協力を得て、必要に応じて競技会場の周辺に指定駐車場を確保するよう努めるとともに、指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い事故防止に努める。

なお、特に利用者を限定する必要がある指定駐車場において、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営ができるよう、必要に応じて駐車許可証を交付する。

(4) 道路機能の保全

実行委員会は、大会期間中、大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修及び交通渋滞が予想される道路や競技会場周辺の道路における道路工事の抑制等対策について、関係機関へ協力を求める。

6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における輸送交通業務の実施についても、必要に応じて準用する。